

船橋市教育委員会組織規則（平成 4 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 1 号）抜粋
第 14 条 第 9 条に規定する生涯学習部各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

文化課

- (1) 文化施設の設置に関すること。
- (2) 芸術文化の振興及び事業に関すること。
- (3) 芸術文化団体の育成指導に関すること。
- (4) 文化財の調査及び保護に関すること。
- (5) 文化財の啓発普及活動に関すること。
- (6) 文化財保護団体の育成指導に関すること。
- (7) 市民ギャラリー及び茶華道センターに関すること。
- (8) 市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館との連絡調整に関すること。
- (9) 文化・スポーツ公社(文化振興に関することに限る。)に関すること。
- (10) 埋蔵文化財調査事務所に関すること。

<参考>

文化芸術基本法

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては，文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

※他市の規定

千葉市 文化振興課

- (4) 文化芸術活動の支援に関すること。

市川市 文化芸術課

- (4) 市民文化活動の推進に関すること。

柏市 文化課

- 2 市民の芸術文化活動の支援に関すること。